

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、Aに所在するB組において、瓦斯工として勤務していたところ、昭和〇年〇月〇日、解体作業中、切り離れたロッカーの下敷きとなり負傷した（以下「本件災害」という。）。被災者は、同日、C病院に受診し「第2腰椎脱臼圧迫骨折、脊髄損傷、第1・2・3腰椎横突起骨折、左右下肢運動知覚麻痺、腰臀部知覚麻痺、膀胱直腸障害」（以下「旧傷病」という。）と診断され、入院加療後、D病院に転医し、加療した後、昭和〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

被災者は、治ゆ後、残存する障害について労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第3級に該当するものとして障害補償年金を受給していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅において死亡した。死亡診断書には、直接死因「胆管炎」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「脊椎損傷、下半身麻痺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者の死亡は、E医師の意見書のとおり、脊髄損傷時にできた褥瘡痕が廃用性症候群の起因によって再度褥瘡になり、悪化した褥瘡部に緑膿菌が入り込み敗血症になったことが原因である旨主張しているため、以下検討する。

(2) 被災者の死亡原因等について医証をみると、死亡診断書のほかは、決定書理由に説示するとおりであり、その概要は次のとおりである。

ア 死亡診断書には、直接死因「胆管炎」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「脊椎損傷、下半身麻痺」と記載されている。

イ F医師は、脊髄損傷、第2腰椎圧迫骨折による腹部の知覚低下のため、胆石症、胆管炎の発見が遅れ重症化したと思われる旨述べている。

ウ E医師は、被災者は、尿路感染症疑い、胆道系感染症疑い、偽膜性腸炎疑い、難治性褥瘡と複数の感染源を抱えており、死亡原因としては高齢者脊髄損傷者の死因の中でも圧倒的に多い重複した感染症による敗血症に分類することができ、死亡原因と脊髄損傷の間に相当因果関係があったと考える旨

述べている。

エ G医師は、尿路感染症と旧傷病との因果関係については、受傷してからかなりの年月が経過しており、関連は低いと考えられ、関連があったとすると尿路感染症の発症を繰り返していてもよさそうである旨述べている。

オ H医師は、死亡原因については分からないが、胆管結石は胆石があるため再発の可能性はあり、胆管ステントもごく稀に自然脱落することがあるため、胆管炎で死亡したとしても矛盾はないものの、胆管炎等と半身不随との関連性は不明である旨述べている。

カ I医師は、本件災害による脊髄損傷等で自宅で訪問治療を受けており、死亡前に粘血便が続いていたものの、黄だんの出現や著しい発熱もなかったことから、胆管炎の悪化による死亡とは断定できず、粘血便等の発症などで次第に衰弱が増強して死亡に至ったものであり、死因の確定は不可能であつて、脊髄損傷と死亡との関連についても不明である旨述べている。

キ J医師は、被災者の希望で平成〇年〇月〇日にK病院を退院した際、偽膜性腸炎、胆管炎等が治癒した状態ではなかったため、自宅療養中も感染症は続いていたと考えることが妥当であり、感染症、栄養・水分補給不足等の要因が重なって次第に衰弱して死亡したと考えられるが、正確な死亡原因の特定は困難であり、業務との相当因果関係は不明である旨述べている。

(3) 以上の医証に鑑みると、被災者の死亡原因については、死亡診断書に胆管炎と記載されているほか、E医師が、高齢者脊髄損傷者の死因の中でも圧倒的に多い重複した感染症による敗血症である旨の意見を述べている以外は、不明との意見であることが認められる。E医師は敗血症による死亡であるとの見解であるが、同疾病は、脊髄損傷患者に特有のものではなく、傷病のため長期に臥床して療養している者にあつても、肺炎や尿路感染などにより同疾病になることも多く見受けられるところであり、また、被災者の場合、敗血症であつたとは診断されていないことから、当審査会としては、死亡原因を敗血症によるものであると判断することはできない。

よって、当審査会としては、被災者の死亡原因を特定することは困難であり、審査官の結論と同様、J医師の意見のとおり、感染症、栄養・水分補給不足等の要因が重なって次第に衰弱して死亡したとするのが妥当であると判断する。

したがって、被災者の死亡と旧傷病との間に相当因果関係は認められず、業

務上の事由により死亡したものとは認めることはできない。

(4) なお、請求人らの主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。